

16 教育・学校

1、特別支援教育

◆問い合わせ 教育委員会教育企画課教育センター係 TEL 331-7302

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

2、特別支援学校

区分	対象となるお子さま	幼	小	中	高	施設名	電話番号
肢体不自由	①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの		○	○	○	東京都立 多摩桜の丘学園	042- 374-8111
	②肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの						
知的障害	①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの		○	○	○	東京都立 南大沢学園高等部 就業技術科	042- 675-6075
	②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの						
視覚障害	軽度の知的障害があり、将来企業への就労を目指す者。公共交通機関を利用し、一人通学ができる者。（入学者選考があります）。詳細は、最新の入学者選考実施要項をご確認ください。				○	東京都立 八王子盲学校	042- 623-3278
	両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の国家資格取得に向けた職業課程の理療科（高等部、高卒対象の専攻科）を設置しています。	※備考 その他に、東京都立文京盲学校、東京都立葛飾盲学校、東京都立久我山青光学園あり。					
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	○	○	○	○	東京都立立川学園	042- 523-1358
						E-mail:S0781555@se ction.metro.tokyo.jp	FAX:042- 523-6421
		※備考 その他に、東京都立大塚ろう学校、東京都立葛飾ろう学校、東京都立中央ろう学校あり。					

3. 特別支援学級

区分	種別	対象となるお子さま	小	中	高	施設名	電話番号
知的障害	固定学級	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者	○			稲城市立稲城第一小学校(4組)	377-1661
			○			稲城市立第三小学校(4組)	377-9077
			○			稲城市立長峰小学校(5組)	331-3111
			○			稲城市立平尾小学校 (なかよし学級)	331-4391
				○		稲城市立稲城第一中学校(7組)	377-9011
				○		稲城市立稲城第五中学校 ^{アイ} (1組)	378-6121
難聴・言語障害	通級指導学級	①補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする者 ②口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする者	○			向陽台小学校(きこえ・ことばの教室)	378-6161

※通級による指導とは、通常の学級に在籍してほとんどの授業を通常の学級で受けながら一部特別の指導を受ける制度のこと。

4. 特別支援教室『すまいるルーム』(小学校及び中学校)

◆問い合わせ 教育委員会教育企画課 TEL 378-2111 (代表) FAX 379-3600

通常の学級に在籍する発達障害等(高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童が対象となります。
対象の児童は、校内に設置された特別支援教室において、障害の種類や程度に応じた指導を受けます。

5、就学相談・転学相談

◆問い合わせ

○稲城市教育センター特別支援教育相談室 TEL 331-7302 FAX 331-7303

特別支援学級または特別支援学校への就学・入学・転学、すまいるルームまたはきこえ・ことばの教室への入室等特別支援教育を希望する方を対象に、その子にとって適切な教育の場について保護者とともに考える相談を行っています。

※ その他、教育に関する相談は教育センターをご利用下さい。

＜対象となる児童＞

- ①来年度に小学校・中学校へ就学・入学予定の方
- ②現在小・中学校に在籍している方

上記に該当する方のうち、特別支援学校・特別支援学級（通級指導学級含む）への就学・入学・転学を希望される方